

優生保護法訴訟大阪高裁判決に対する弁護団声明

本日1月26日、大阪高等裁判所第4民事部は、旧優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人らの請求を棄却した原判決を変更し、国に対して損害賠償を命じる判決を言い渡した。

原判決は優生手術被害者に除斥期間期間の適用をそのまま認めることは正義公平に反するとしたものの、控訴人らについては、提訴困難な状況が解消されていたとして除斥期間を適用し、請求を棄却した。優生手術被害者、障害者の状況を全く理解しない、極めて不当な判決であった。大阪高裁は、障害者差別の実態に真摯に向き合い、優生手術被害者が、障害や社会的な差別・偏見がある中で、優生保護法の実態を知り、自身の被害を知り、証拠を収集し、国家賠償請求という決断に至るまで、どれだけの時間を要するかを丁寧に判断した。そして、国による甚大な人権侵害行為であることを直視し、正義・公平の理念に基づき判決をくださったものである。人権保障の砦としての役割を果たした判決であり、高く評価する。

本判決は、大阪高裁としては2022年2月22日、2023年3月23日判決に続き3つめの被害者勝訴判決であり、全国でみると6つ目の被害者勝訴高裁判決である。

正義公平の観点から、旧優生保護法の被害を回復すべきという裁判所からのメッセージが続いている。国は、本判決を重く受け止め、旧優生保護法に基づく重大な人権侵害の実態、被害回復の必要性について真摯に向き合い、上告することなく、岸田文雄総理大臣が率先して本件の政治的解決に向けて被害者らと即時面談すべきである。最高裁判所に係属する事件についての判断を待たずして、高齢化している全国の被害者のためにも、国は、一刻も早く全面解決を図るべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを表明する。

2024年1月26日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦